

別紙

特記仕様書(旧十文字貯木場地下埋設物掘削・埋戻業務)

旧十文字貯木場地下埋設物掘削・埋戻業務に関する概要等は下記のとおりとする。

記

1. 事業に当たっての制限

特になし

2. 事業数量

掘削・埋戻 1,848.00 m³

3. 工事における留意事項

- (1) 別添「旧十文字貯木場地下埋設物掘削・埋戻業務位置図」に表示した箇所において、深さ1.5mの掘削を行い、約20m毎に深さの確認できる写真及び撮影箇所挿入位置図を提出すること。

なお、埋設物は、埋設物の材質ごとの体積及び重量を算定し、「旧十文字貯木場地下埋設物掘削・埋戻業務位置図」に表示した箇所へ集積の上写真を後日書面により提出する。

- (2) 本工事の作業前、作業中、作業後の記録写真を定点により撮影、作業終了後に発注者に提出すること。
- (3) 掘削により埋設物の全体を把握若しくは掘り起こすために本敷地の範囲を超える場合は事前に監督職員と協議する。
- (4) 掘削によって生じた凹凸は、その周辺の現在地盤となじみよく、平坦に締固めをすること。
- (5) 掘削、埋め戻し作業完了後は、敷地内の整理・清掃を行うこと。
- (6) 本工事の作業前、事前に敷地境界杭を確認のうえ紛失・毀損等しないようにすること。もし、境界杭を紛失・損傷等した場合は受注者の費用負担にて隣接者の立会いのうえ復元すること。
- (7) 本工事の実施にあたっては、安全訓練等を励行し、作業の安全に万全を期すこと。
- (8) この調査に伴い必要とする電気・水道及び近隣住民への対応等は、経費を含め受注者の業務において対応すること。
- (9) 詳細及び本仕様書以外の事項については、必要に応じて監督員と協議すること。

別紙

特記仕様書(産業廃棄物運搬撤去業務)

産業廃棄物運搬撤去に関する概要等は下記のとおりとする。

記

1. 産業廃棄物の種類及び数量

・有筋コンクリート殻	18.02t
・木くず	0.16t
・廃プラスチック	0.03t
計	18.21t

2. 留意事項

- (1) 産業廃棄物の積込運搬に当たっては、飛散流出しないようにすること。
- (2) 運搬等に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 収集運搬等のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- (4) 運搬車は、廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- (5) 産業廃棄物の処理については関係法令を厳守し適切に行い、処分後は報告書およびマニフェストを提出すること。
- (6) 詳細及び本仕様書以外の事項については、必要に応じて監督員と協議する

- ・隣接土地境界線から原則2mの距離を置き掘削する。
- ・掘削範囲は図の範囲とし、掘削深度は1.5m(又は地山)とする。